官

理機関が行う」を削り、同条第三項中「指定情 務を行わせることとした」に改め、指定情報処 を「規定により登録情報処理機関に情報処理業 理機関」に改め、同条第二項中「指定をした」 けた」に、指定情報処理機関」を「登録情報処 ころにより」を削り、指定する」を「登録を受 しくは第二項」を加える。 報処理機関」を「登録情報処理機関」に改める。 第十四条第三項中「次条第一項」の下に「若 第九条の見出しを(登録情報処理機関)」に改 同条第一項中「、経済産業省令で定めると

額に」に改め、同項を同条第三項とし、 てた額を控除して」を「予納者が予納した見込 項の規定により特許料等又は手数料の納付に充 とし、同条第二項中「予納された見込額から前 いて同じ。)」を加え、同条第三項を同条第四項 該控除又は加算をした後の額。以下この条にお き額に相当する金額の加算があったときは、当 充てた額の控除又は次項の規定による返還すべ の規定による特許料等若しくは手数料の納付に 項の次に次の一項を加える。 第十五条第一項中「見込額」の下に「(この項 同条第

いう。)が本人のために特許料等又は手数料の納とあるのは「納付をした者 (以下「納付者」と 「納付をした者 (以下「納付者」という。)が」に改め、する者」と」の下に「、同条第二項中 付をした代理人である場合において、本人が」 第十六条中「とあるのは、」を「とあるのは」 をもって当該返還に代えるものとする。 返還すべき額に相当する金額を加算すること たときは、その納付者が予納した見込額に、 経済産業省令で定めるところにより申出をし 該特許料等又は手数料の返還の請求に際し、 という。)が、特許等関係法令の規定による当 又は手数料の納付をした者(以下「納付者」 特許庁長官は、前項の規定により特許料等

第四章の章名及び同章第一節の節名を次のよ

第四章 登録情報処理機関及び登録調査

第一節 登録情報処理機関

録」に改める。 第十七条 (見出しを含む。)中「指定」 を 了 登

第三号を次のように改める 第十八条中「指定」を「登録」 に改め、 同条

> 三 法人であって、その業務を行う役員のう ちに前二号のいずれかに該当する者がある

第十九条を次のように改める。

第十九条 特許庁長官は、第十七条の規定によ 業省令で定める。 その登録をしなければならない。この場合に 掲げる要件のすべてに適合しているときは、 り登録の申請をした者 (以下この条において おいて、登録に関して必要な手続は、 「情報処理機関登録申請者」という。)が次に 経済産

| 情報処理機関登録申請者が、特定の者に 支配されているものとして次のいずれかに 項第二号において同じ。)を有すること。 み合わされたものをいう。第三十七条第一 て、一の結果を得ることができるように組 ログラム (電子計算機に対する指令であっ 電子計算機及び情報処理業務に必要なプ

社又は有限会社の子会社(商法(明治三情報処理機関登録申請者が他の株式会 十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ 一項第三号イにおいて同じ。)であるこ |第一項の子会社をいう。第三十七条第

権を有する社員) に占める同一の者の役 の役員又は職員であった者を含む。)の割 会社又は合資会社にあっては、業務執行 合が二分の一を超えていること。 員又は職員 (過去二年間にその同一の者 情報処理機関登録申請者の役員 (合名

2 簿に次に掲げる事項を記載してするものとす 第九条第一項の登録は、情報処理機関登録

第十九条の次に次の一条を加える。 (登録の更新)

の効力を失う。

該当するものでないこと。

登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所 業所の名称及び所在地 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 登録を受けた者が情報処理業務を行う事

第十九条の二 第九条第一項の登録は、三年を 受けなければ、その期間の経過によって、そ 下らない政令で定める期間ごとにその更新を

2 第二十条、第二十一条、

関」を「登録情報処理機関」に改める。 び第三項並びに第二十三条中「指定情報処理機

第二十四条 登録情報処理機関は、毎事業年度 て置かなければならない。 等」という。)を作成し、五年間事業所に備え れている場合における当該電磁的記録を含 又はその作成に代えて電磁的記録の作成がさ う。以下この条において同じ。)で作成され、 きない方式で作られる記録であって、電子計 の他の人の知覚によっては認識することがで のが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式そ びに営業報告書又は事業報告書(これらのも 貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並 経過後三月以内に、その事業年度の財産目録 算機による情報処理の用に供されるものをい 次項及び第四十六条において「財務諸表

る。ただし、第二号又は第四号の請求をする いつでも、次に掲げる請求をすることができ 係人は、登録情報処理機関の業務時間内は、 わなければならない。 には、登録情報処理機関の定めた費用を支払 指定特定手続等を行った者その他の利害関

るときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

り表示したものの閲覧又は謄写の請求 れた事項を経済産業省令で定める方法によ れているときは、当該電磁的記録に記録さ 財務諸表等が電磁的記録をもって作成さ

役員の選任及び解任) 磁的方法であって経済産業省令で定めるも を記載した書面の交付の請求 のにより提供することの請求又は当該事項 前号の電磁的記録に記録された事項を雷

条を第二十六条とする。 処理機関」を「登録情報処理機関」に改め、 第二十六条を削り、第二十七条中「指定情報 を特許庁長官に届け出なければならない。 し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨 同

前三条の規定は、前項の登録の更新に準用

第二十四条及び第二十五条を次のように改め 第二十二条第一項及

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

財務諸表等が書面をもって作成されてい 前号の書面の謄本又は抄本の請求

第二十五条 登録情報処理機関は、役員を選任

登録情報処理機関」に改め、同条を第二十七 第二十八条第一項中「指定情報処理機関」を

報処理機関」に、第十九条第一号から第三号ま で」を「第十九条第一項各号」に改め、同条第 同条第一項中「指定情報処理機関」を「登録情 に次の一条を加える。 |項を削り、同条を第二十八条とし、 第二十九条の見出しを(適合命令)」に改め、 同条の次

(改善命令)

第二十九条(特許庁長官は、登録情報処理機関 他の業務の方法の改善に関し必要な措置をと 録情報処理機関に対し、情報処理業務を行う るべきことを命ずることができる。 べきこと又は情報処理業務の実施の方法その するため必要があると認めるときは、その登 き、その他情報処理業務の適正な実施を確保 が第二十条の規定に違反していると認めると

を「登録」に改める。 め、同条第四号中「、第二十六条又は前条」を 処理機関」に、「その指定」を「その登録」に改 め、同条中「指定情報処理機関」を「登録情報 「又は前二条」に改め、同条第五号中「指定」 第三十条の見出し中「指定」を「登録」に改

「登録情報処理機関」に改める。 第三十一条第一項中「指定情報処理機関」を

第三十二条第一項中「第二十六条又は」を削

定を」を「登録を」に改める。 定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に「 「登録情報処理機関」に改め、同条第二項中 J青服処理機関, を「登録情報処理機関」に「指登録情報処理機関」に改め、同条第二項中「指第三十三条第一項中「指定情報処理機関」を

第三十四条第一号及び第四号中「指定」を 登

情報処理機関」に改める。 第三十五条中「指定情報処理機関」を「登録

第四章第二節の節名を次のように改める。 第二節 登録調査機関

令で定める区分ごとに」を加える。 に改め、ところにより」の下に「、経済産業省 機関」に改め、同条第二項中「指定」を「登録」 定めるところにより」を削り、指定する」を 登 等)」に改め、同条第一項中「、経済産業省令で 録を受けた」に「指定調査機関」を「登録調査 第三十六条の見出しを (登録調査機関の登録